

<令和元年度看護師特定行為研修助成事業について>

県では、平成27年10月に特定行為に係る看護師の研修制度が施行されたことをうけ、在宅医療の推進を目指して、看護師の資質向上・人材確保を図るため、特定行為研修に係る受講者の受講料等を負担する病院等に対し、予算の範囲内で経費の一部を補助する事業を平成29年度より実施しています。

【事業概要】

1 補助金の対象

雇用している看護職員が受講する看護師の特定行為研修受講に係る受講料等を負担する県内の病院等医療機関や訪問看護ステーション等の施設

2 内容

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
(1)受講者1人あたり 600,000円 (2)1施設あたり2名以内	特定行為研修(※)に係る研修受講料等 (受講料、審査料)	1/2

※厚生労働省が保健師助産師看護師法第37条の3、4の規定により指定した特定行為研修を行う研修機関が実施する研修。(21区分31行為)

3 交付額算定方法

補助金の交付額は、基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を、当該事業に要する総事業費から寄付金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

【連絡先】

香川県健康福祉部医務国保課

医療人材グループ

TEL087-832-3255